「経営者保証に関するガイドライン」にかかる具体的な取り組み

１．経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしているお客様から資金調達の要請を受けた場合には、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証を求めない融資の取り組みに努めます。

２．経営者保証の契約時の対応について

（１）お客さまとの間で保証契約を締結する場合には、以下の点を踏まえ保証契約の必要性等を丁寧かつ具体的に説明いたします。

① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されているか。

② 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていないか。

③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得るか。

④ 法人から適時適切な財務情報等が提供されているか。

⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供があるか。

（２）保証金額の設定については、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、お客様の資産及び収入の状況、融資額、信用状況、物的担保等の設定状況等を総合的に勘案して設定します。

３．既存の保証契約の適切な見直しについて

（１）お客さまから既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、真摯かつ柔軟に対応することとし、改めて前記２．（１）①～⑤の点を検討のうえ経営者保証の必要性等を判断するとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

（２）事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結果、および事業承継を契機とする保証解除に向けた必要な取り組みについても丁寧かつ具体的に説明を行います。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、真摯かつ柔軟に対応することとし、保証契約の解除について適切に判断します。

４．経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時に保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲を検討し決定します。

以上